業務委託契約書

株式会社ソルティシーズ（以下「甲」という）と山倉和実（以下「乙」という）は、次の通り業務委託契約（以下「本契約」という）を締結するものとする。

**第１条（委託業務内容）**

１　甲は、甲の発行する刊行物に適正かつ高品質の著作物を確実に収録することを目的として、乙に対して別紙「委託業務仕様書」に記載の業務を委託し、乙はこれを受託する。

２　乙は、別紙「委託業務仕様書」の記載に従って、本委託業務による成果物を所定の期限までに所定の方法で甲に納入する。

３　甲および乙は、必要があるときは別紙「委託業務仕様書」に記載の委託業務内容の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、委託料等について改めて決定する。

**第２条（再委託）**

１　乙は、本委託業務を一括して第三者に再委託できないものとする。

２　乙は、本委託業務の主たる部分を除く一部を第三者に再委託させようとするときは、事前に当該第三者の住所、氏名、再委託を行なう業務の範囲とその必要性等について記載した書面を甲に提出して承諾を得るとともに、当該第三者に本契約を遵守することを確約させなければならない。

**第３条（注意義務）**

１　乙は、甲の指示に従い善良な管理者の注意をもって本委託業務を遂行するものとする。

２　乙は、本委託業務の遂行に際し、甲と緊密に連絡を保ち、業務の進捗状況などについて報告しなければならない。

３　乙は、本委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに甲に連絡するとともに、甲乙協議の上その解決にあたる。

**第４条（検収および引き渡し）**

１　甲は、乙より納入された成果物を納入から10日以内に検収し、その結果を乙に通知する。

２　検収の結果、甲より乙に対して合格の通知を行った時点で、本委託業務の成果物の引き渡しが完了したものとする。

３　検収の結果、不合格となった場合は、乙は甲の指示に従って修正し、甲が指定する期間内に再度検収を受けなければならない。

**第５条（委託料等）**

１　甲は、乙に対し、委託料として別紙「委託業務仕様書」に記載の金額を、所定の期日に乙が別途指定する金融機関の口座に振り込み支払う。その際の振込手数料は甲の負担とする。

２　乙が業務の遂行のため、その他の費用を要した場合には、事前に甲の承諾を得たときに限り、甲が承諾した範囲の費用を負担するものとする。

**第６条（秘密保持）**

甲および乙は、本契約の履行により知り得た相手方の業務に関する秘密事項は、本契約の期間中または期間満了後を問わず、第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。

**第７条（著作権の帰属）**

本委託業務の成果物に係わる著作権（著作権法第27条、同28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。

**第８条（第三者の権利侵害）**

乙は、本委託業務の成果物が第三者の著作権、肖像権、特許権、およびその他のいかなる権利も侵害していないことを保証する。

**第９条（瑕疵および損害賠償）**

１　乙は、本委託業務の成果物の納入後、乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上決定した期日までに、乙の費用をもってこれを修正する。

２　乙が本委託業務の遂行にあたり、甲または第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

**第１０条（解約および契約解除）**

１　甲は、本契約の期間中であっても、乙に対して1か月前までに書面で通知することにより、本契約を解約できるものとする。

２　甲および乙は、相手方が本契約に違反したときは、何ら通知催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとする。なお、この解除は相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

**第１１条（不可抗力）**

天災事変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は甲および乙は共にその責を負わないものとする。

**第１２条（事故処理）**

本契約に基づく委託業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理にあたるものとする。

**第１３条（契約期間）**

本契約の有効期間は、2013年10月1日から2014年3月31日までとする。ただし、期間満了前に甲乙協議の上合意した場合は本契約を更新することができるものとする。

**第１４条（権利義務の譲渡）**

乙は、本契約によって生ずる権利または義務を、書面により事前に甲の承諾を得ることなく第三者に譲渡、継承したり、あるいは担保に供したりしてはならない。

**第１５条（管轄）**

本契約に関して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

**第１６条（協議）**

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書２通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

（甲）

（乙）

【別紙】

委託業務仕様書

|  |
| --- |
| 委託業務の内容 |
|  |
| 委託業務の実施方法 |
|  |
| 委託料 |
|  |
| その他、特記事項 |
|  |